

川崎市使用済自動車等に係る不利益処分等に関する事務手続要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）及び、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく使用済自動車等に係る不利益処分の事務処理に関し、行政手続法（平成5年法律88号）及び川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号）に則って必要な事項を定め、また、瑕疵による登録の取消し及び瑕疵による許可の取消しについて必要な事項を定め、もって不利益処分等の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(不利益処分の基準)

第2条 第1条にいう不利益処分の基準は、別に定める「川崎市使用済自動車等に係る不利益処分の基準」による。

第2章 予定される不利益処分の内容の決定

(予定される不利益処分の内容の検討)

第3条 法及び廃棄物処理法に定める不利益処分を行う場合は、「川崎市廃棄物処理業者の法違反に係る不利益処分等検討委員会設置要綱」に定める検討委員会（以下「不利益処分検討委員会」という。）を開催し、予定される不利益処分の内容を検討する。

2 行政手続法第13条第2項の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行なわない場合は、不利益処分検討委員会の開催を省略することができる。

3 同時に複数の法律に違反し、当該法律に基づく不利益処分を行う場合などは、必要に応じて別に定める「川崎市環境局不利益処分検討委員会設置要綱」に定める不利益処分検討委員会（以下「川崎市環境局不利益処分検討委員会」という。）を開催し、不利益処分の内容を検討する。

(予定される不利益処分の内容の決定)

第4条 前条の規定により検討した予定される不利益処分の内容の決定は、環境局長の決裁をもって決定するものとする。

2 前項の規定は、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

第3章 聴聞

(聴聞の通知等)

第5条 予定される不利益処分の内容が登録又は許可の取消しである場合は、予定される処分内容及び根拠となる法令、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所等を記載した聴聞通知書を聴聞期日の2週間前までに、不利益処分の名宛人となるべき者に通知するものとする。

2 当事者は、やむを得ない理由により聴聞の期日の変更を申し出るときは、聴聞の期日までに申し出ることができる。

3 聴聞の期日を変更したとき及び聴聞を続行するとき並びに聴聞を継続するとき、聴聞

の期日の2週間前までに当事者等に通知するものとする。

4 行政手続法第13条第2項の規定に該当する場合は、聴聞を省略することができる。

(聴聞の公示)

第6条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、聴聞開催通知を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

3 第1項の規定は、聴聞を続行するとき及び聴聞を継続するときについても準用する。

(主宰者の指名)

第7条 聴聞の主宰者の課長職を指名する。

2 主宰者の指名は、聴聞の通知書の送付までに決定する。

(聴聞の非公開)

第8条 聴聞は、原則非公開とする。

(聴聞通知後の廃業等の届出の扱い)

第9条 聴聞通知送付後に、当該聴聞に係る登録業者の廃業等の届出書の提出があった場合は、聴聞を行わないことを被処分者に伝える。

2 聴聞通知送付後に、当該聴聞に係る許可業者の廃業等の届出書の提出があった場合は、当該廃業等届出書を預かり、聴聞を行うことを被処分者に伝える。

第4章 弁明の機会の付与

(弁明の機会付与の通知)

第10条 不利益処分の内容が登録の取消し又は許可の取消しでない場合は、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明書の提出期限及び場所等を記載した弁明の機会付与通知書を弁明書の提出期限の2週間前までに、不利益処分の名宛人となるべき者に通知するものとする。

2 行政手続法第13条第2項の規定に該当する場合は、弁明の機会の付与を省略することができる。

(弁明の機会付与の公示)

第11条 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合は、弁明の機会付与通知を川崎市役所本庁舎の掲示場に掲示する。

2 前項の掲示は、聴聞の期日の4週間前から掲示し、当該通知の掲示の日から、2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第5章 不利益処分の内容等の決定

(不利益処分の内容等の検討)

第12条 行政手続法第24条に規定する聴聞調書及び報告書又は同法第29条に規定する弁明書及び口頭による弁明に基づき、不利益処分検討委員会（川崎市環境局不利益処分検討委員会を含む。）を開催し、不利益処分の内容を検討する。

2 第3条第2項に基づき不利益処分内容を検討する場合は、不利益処分検討委員会開催を

省略することができる。その場合は、各委員の決裁をもって不利益処分検討委員会の開催に替えるものとする。

(不利益処分等の決定)

第13条 前条において検討した処分内容の決定は、環境局長の決裁をもって決定するものとする。

2 前項の規定は、環境局長が判断した場合は、この限りではない。

3 瑕疵による登録の取消し及び瑕疵による許可の取消しの決裁は環境局長とする。

(被処分者への通知)

第14条 不利益処分等の内容を記載した文書により通知する。

第6章 雑則

(関係機関への通知)

第15条 不利益処分等を行った場合は、環境省、公益財団法人自動車リサイクル促進センター、都道府県保健所設置市及び神奈川県警（暴力団員に係る許可の取消し処分に限る。）に対して通知するものとする。

(不利益処分の公表)

第16条 不利益処分を行った場合は、公表するものとする。

(協議)

第17条 この要綱に定めのない事項については、関係者間で協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。